

第 116 号議案 公共施設等運営権の設定の件（三宮バスターミナル）

1. 事業概要

国が整備する新バスターミナルⅠ期と神戸市が所有する三宮バスターミナル（ミント神戸 1 階）において、令和 2 年に改正された道路法に基づき、民間の知見やノウハウが活用できる公共施設等運営権（コンセッション）方式を導入し、一体的な運用に向けた手続きを進めている。

これまで、国とともに運営事業者の公募手続きを行ってきたところであり、令和 7 年 11 月に優先交渉権者を選定した。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI 法）の規定に基づき、優先交渉権者が設立した特別目的会社に対し、三宮バスターミナルの公共施設等運営権を設定する。

2. 議案の概要

（1）公共施設等運営権者

神戸市中央区小野柄通 7 丁目 1 番 18 号三宮ビルディング北館 3 階

株式会社バスターミナル神戸三宮

代表取締役 梅谷 榮一

（2）公共施設等運営権者の業務範囲

① 三宮バスターミナル運営等事業（準備業務、維持管理業務、運営業務）

② 三宮バスターミナル利便増進事業

（3）公共施設等運営権の存続期間

公共施設等運営権の設定の日から 13 年間

3. 今後の事業スケジュール（予定）

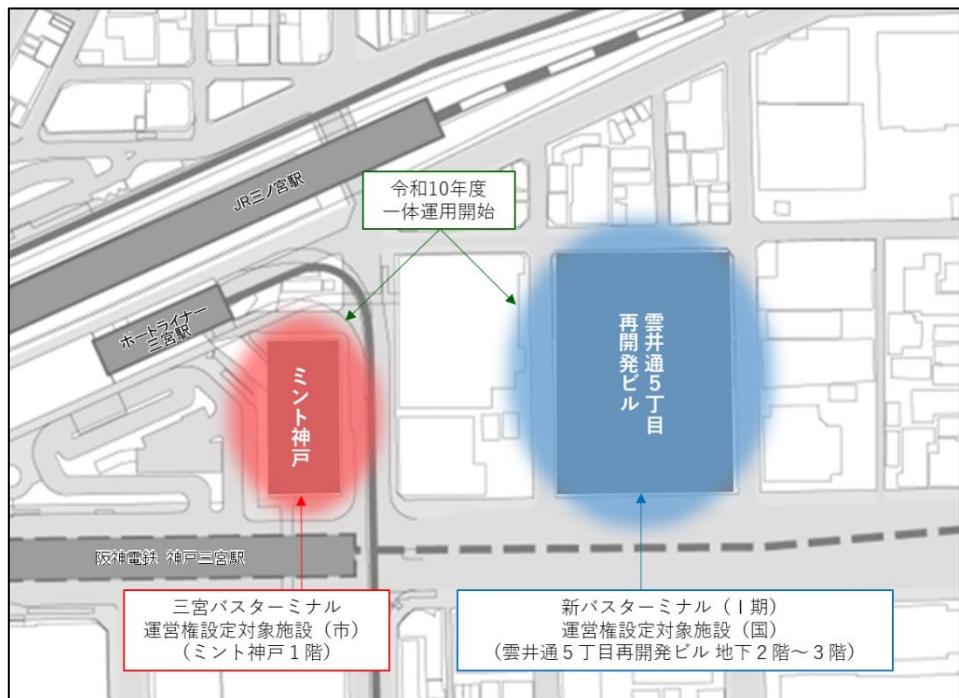
令和 8 年 3 月頃 実施契約の締結

令和 8 ~ 9 年度 開業準備・運営権の設定

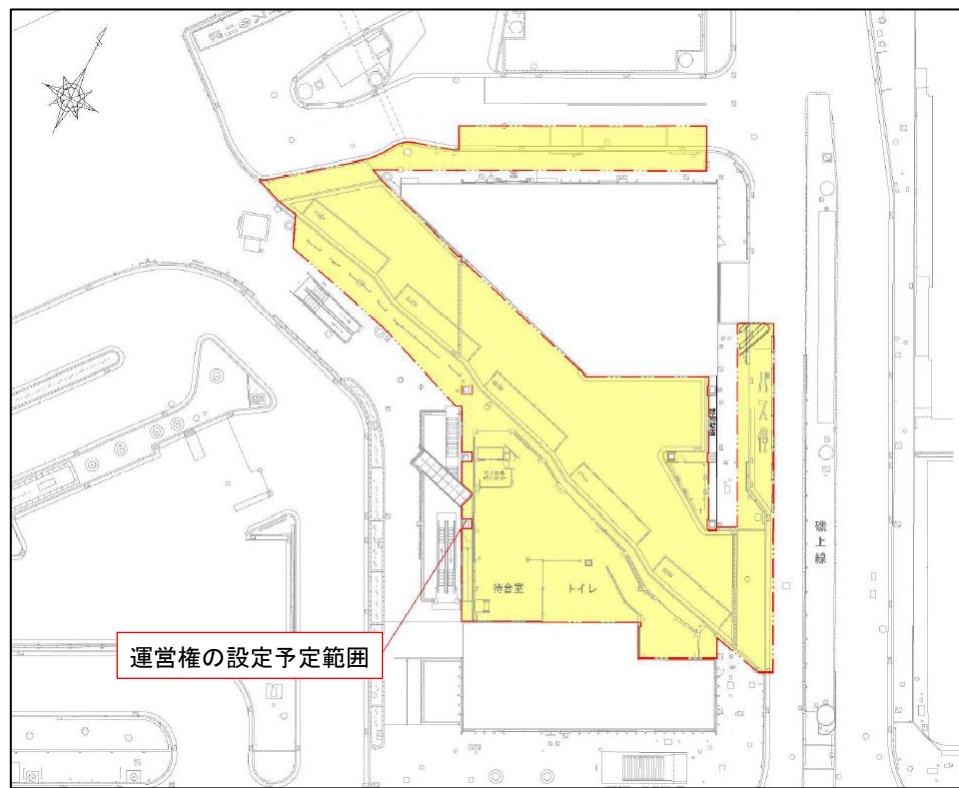
令和 10 年度 新バスターミナルⅠ期との一体運用開始

(参考)

位置図



平面図



(参考)

根拠法令

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)

(定義)

第二条 この法律において「公共施設等」とは、次に掲げる施設（設備を含む。）をいう。

7 この法律において「公共施設等運営権」とは、公共施設等運営事業を実施する権利をい
う。

(公共施設等運営権の設定)

第十六条 公共施設等の管理者等は、選定事業者に公共施設等運営権を設定することがで
きる。

(公共施設等運営権に関する実施方針における記載事項の追加)

第十七条 公共施設等の管理者等は、公共施設等運営権が設定されることとなる民間事業
者を選定しようとする場合には、実施方針に、第五条第二項各号に掲げる事項のほか、次
に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 選定事業者に公共施設等運営権を設定する旨
- 二 公共施設等運営権に係る公共施設等の運営等の内容
- 三 公共施設等運営権の存続期間

(公共施設等運営権の設定の時期等)

第十九条 公共施設等の管理者等は、第十七条の規定により実施方針に同条各号に掲げる
事項を定めた場合において、第八条第一項の規定により民間事業者を選定したときは、遅
滞なく（当該実施方針に定めた特定事業が公共施設等の建設、製造又は改修に関する事業
を含むときは、その建設、製造又は改修の完了後直ちに）、当該実施方針に従い、選定事
業者に公共施設等運営権を設定するものとする。

- 2 公共施設等運営権の設定は、次に掲げる事項を明らかにして行わなければならない。
 - 一 公共施設等の名称、立地並びに規模及び配置
 - 二 第十七条第二号及び第三号に掲げる事項
- 3 公共施設等の管理者等は、第一項の規定により公共施設等運営権を設定したときは、そ
の旨並びに当該公共施設等運営権に係る公共施設等の名称及び立地並びに前項第二号に
掲げる事項を公表しなければならない。
- 4 公共施設等の管理者等（地方公共団体の長に限る。）は、第一項の規定により公共施設
等運営権を設定しようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

第 116 号議案

公共施設等運営権の設定の件

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第17号）第2条第7項に規定する公共施設等運営権を次のとおり設定する。

令和8年2月17日提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 公共施設等の名称、立地並びに規模及び配置

- (1) 名称 三宮バスターミナル
- (2) 立地 神戸市中央区
- (3) 規模 約1,900平方メートル
- (4) 配置 神戸市中央区雲井通7丁目301番ほか

2 公共施設等運営権に係る公共施設等の運営等の内容

(1) 公共施設等運営権者

神戸市中央区小野柄通7丁目1番18号三宮ビルディング北館3階
株式会社バスターミナル神戸三宮

代表取締役 梅谷 榮一

(2) 公共施設等運営権者の業務範囲

① 三宮バスターミナル運営等事業

ア 準備業務

イ 維持管理業務

ウ 運営業務

② 三宮バスターミナル利便増進事業

3 公共施設等運営権の存続期間

公共施設等運営権の設定の日から13年間

理 由

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第19条第4項の規定により、議会の議決を経る必要があるため。

(参 考)

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 ぬきがき

(公共施設等運営権の設定の時期等)

第19条 [略]

2、3 [略]

4 公共施設等の管理者等（地方公共団体の長に限る。）は、第1項の規定により公共施設等運営権を設定しようとす
るときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。